

**コミュニティ団体の運営に関する
お困りごと相談所**

コミュニティ団体を運営していくうえでは、対応に困ることが多く出てきます。このとき大事なことは、団体全体で十分話し合うことです。解決策は様々であり、一つではありません。

ここでは、このような「お困りごと」に対して、解決策を提案するのではなく、「どのように考えていけばよいのか」という基本的な考え方と、「こういうふうに対応している団体もある」という事例を紹介します。話合いの参考にしてください。

<お困りごと一覧>

ページ

1 役員について

- ① 来年度の役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう？ … 74
- ② 役員の電話代やガソリン代の負担を軽くするにはどうしたらいいでしょう？ … 76
- ③ 役員の任期はどのくらいがいいのでしょうか？ … 77

2 会計について

- ① 会費を滞納する人がいます。どう対処すればいいでしょう？ … 78
- ② 役員会の飲食費は、団体の予算から出してもいいものでしょうか？ … 79
- ③ 寄付として品物を頂きました。どのように処理すればいいでしょう？ … 80
- ④ 自治会へ募金協力のお願いがありました、どのように集めればいいでしょう？ … 81
- ⑤ 貸借対照表は作ったほうがいいのでしょうか？ … 82

3 財産の管理について

- 法人格を持たない団体は集会所の建物を団体の財産とすることはできますか？ … 84

4 活動について

- ① 団体に多くの人に入ってもらうためにはどうしたらいいでしょう？ … 85
- ② 若い人が活動に関心を持ってくれません。どうしたらいいでしょう？ … 86

1 役員について

<お困りごと①>

来年度の役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう？

○基本的な考え方

役員を選出は、団体の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。

時間をかけても皆が納得するような選考を目指しましょう。

○事例

うちの会では、1年交代でくじ引きで決めます。1年だけならやってもいいという人が多いからです。

一人で住んでいるお年寄りなどどうしても引き受けられない人は免除しますが、そうでない人は仕事を持っていてもやってもらいます。

そのため、役員の仕事は基本的に休日や夜間とし、仕事と両立できるよう配慮しています。

うちの会では、役員の人数を増やして1人当たりの負担を軽くしました。

すると、これまで忙しかった人も活動しやすくなりましたし、急に出られなくなった人がいても他の役員でカバーできるようになりました。

いざという時に皆で補い合える体制にしたことで、心理的な負担も軽くなったようですよ。

うちの会では、盆踊り大会や運動会がありますが、会長には統括と対外的な活動に専念してもらい、副会長をそれぞれの行事の担当部長としています。

そうすれば、会長の負担が軽くなるので、会長のなり手を確保できます。

また、会長の独断ではなく色々協議できますし、行事に関わる会員が増えるので、活動が活発になりますよ。

うちの会では、民生委員などの行政からの委嘱委員を役員に入れています。役員の人数や層が充実するだけでなく、行政との連携や情報共有も図れますよ。

うちの会では、定例の役員会に各班の班長も参加させています。班長はくじ引きで1年交代ですので、色々な人がなります。

次期役員を決めるときには、この班長を中心に声をかけます。班長は役員の仕事を見る機会が多いので、仕事分かっている分、引き受けようかという気になってくれることも多いようです。

<お困りごと②>

団体の活動のための電話や買い物などで、役員の電話代やガソリン代の負担が大きくなっています。負担を軽くするにはどうしたらよいでしょう？

○基本的な考え方

自宅からの電話や自家用車を使っての買い物は、どこまでが団体の活動か線を引くのが難しいものです。したがって、厳密に電話代、ガソリン代という形で実費を支払うのは、現実的には難しいかもしれません。

だいたいの金額を見積もり、相應の額を役員に支払うことは考えられますが、このようにするときは、どのような名目で1人当たりいくら支払うのかを全体でよく話し合うことが重要です。

額が決まったら、できるだけ規約などの文章にして、決算報告書や予算書にもきちんと書いておくのが望ましいです。

○事例

うちの会では、会長に3万円、副会長に2万円、組長に5千円の手当を年度末に支給します。その分買い物や連絡は原則すべて役員で行います。

これは規約の細則に定めてあります。

また、予算書・決算書では「役員・組長手当」として科目を立てています。

うちの会では、役員全員に電話代として年3千円、買い物などに車を出す役員にはガソリン代として年6千円を支払っています。

昨年、燃料代が高騰したため、総会の承認を得て、ガソリン代を年5千円から6千円に増やしました。

うちの会では、役員に年間1,000円、班長に500円の手当を出すことにしました。

このことを決める前に会員全員に対して行ったアンケートでは、「もう少し多く払ってもいい。」という意見も多かったのですが、これまでの役員が無償でやってきたことと、あまり額が大きいとかえって荷が重く感じられるかもしれないという意見もあって、初年度はこの額でやってみることにしました。

様子を見て、今後も検討を続けていくつもりです。

<お困りごと③>

役員の任期はどのくらいがいいのでしょうか？

○基本的な考え方

任期については様々な考え方がありますが、コミュニティ団体の役員の任期は、1年から3年の例が多いようです。

なお、再任する場合でも、役員は任期ごとに会員の承認を受け、気持ちを新たに組み替えることが重要です。

○事例

うちの会では、毎年くじ引きで1年交代でやっています。

ただし、すべての人が入れ替わると、引き継ぎが大変なので、会長と会計は2年以上やってもらうことにしています。また、各事業部長が5人いますが、うち一人は2年以上留任してもらうことにしています。

うちの会では、基本的には2年間継続でやることにしています。1年では、事務のやり方を覚えるのに精いっぱいという人も多いためです。すべての役員が一新すると引き継ぎが難しいですから、半分ずつ交代にしています。

うちの会では、1年交代でやっています。やはり1年間だと引き受けやすいですし、多くの会員が役員を経験することになるのもいいのではないかと思います。

うちの会では、会長だけは2年間継続です。会長は、外部の方との交渉なども行いますので、外部の方との信頼関係を気付くためにも、2年くらいはやったほうがいいのではないかと思います。

2 会計について

<お困りごと①>

会費を滞納する人がいます。どうすればよいでしょう？

○基本的な考え方

まずは、滞納している理由を明らかにしましょう。理由としては、

- 1) 家を留守にすることが多く、会費を支払う機会を逃している。
- 2) 活動に対して賛同できないので、払いたくない。
- 3) 会費を支払う経済的な余裕がない。

などが考えられます。

理由が1であれば、集金方法を一括払いにする、口座振込にするなどの工夫が効果的です。

理由が2であれば、滞納者が何に納得できないのか、詳しく聞いてみましょう。滞納者の言い分がもっともなら、活動を見直すきっかけになるかもしれません。また、活動について説明するときは、活動報告書や決算報告書などの資料を用意して、具体的に説明することが重要です*。

理由が3であれば、基準を設けて会費を減免するなどの対策が必要なこともあります。

また、滞納者への対策は、集金を担当する人だけではなく、執行部全体で対応することが大切です。

*自治会等は、加入を強制することはできません。

○事例

うちの会では、会費は、3カ月、6か月、1年間の選択制で一括払いにしました。会員ごとに、支払う頻度が違うので、一人ひとり帳簿にきちんと記録しておく必要がありますが、集金に回る手間も省け、会員も便利ということで好評です。

うちの会では、集金に何うとき、会員が不在で役員が無駄足を踏むことがないように、予め希望する日時についてアンケートを回覧して調べ、希望した日時には必ず家にいてもらうようにしています。そうするとお釣りがいらぬように準備しておいていただけますし、一石二鳥ですよ。

<お困りごと②>

役員会の飲食費は、団体の予算から出してもいいものでしょうか？

○基本的な考え方

通常の会議で出すお茶とお菓子くらいであれば、これを会議費として予算に入れることは会員にとっても納得できるものかもしれません。しかし、役員親睦会などで額が大きい場合には、本当に活動のために必要なのか検討する必要があります。

役員会の飲食費を団体の予算から支出するかどうかは、最終的には、そのことに会員が納得できるものかどうかです。大切なことは、使途や内訳を会員から問われたときに、きちんと答えることです。そのためにも領収書の保管や帳簿への記録は徹底する必要があります。

○事例

うちの会では、基本的に親睦会は自己負担、会議費は、お茶とお菓子のみです。行事では、役員にお弁当とお茶を配っていますが、これはそれぞれの行事の会計の中で、弁当代として処理しています。

うちの会では、予算に計上しているのは、年度初めの新旧役員親睦会のみです。予算書・決算書では、会議費の備考欄でその旨を記載しています。役員親睦会は、年に何回かありますが、他は自己負担です。

うちの会では、会議費はお茶とお菓子のみで、役員だけの親睦会は自己負担です。唯一、役員が入れ替わって初めての役員会では、顔合わせの意味もあって、800円以内の弁当を用意していますが、これは予算に計上しています。

＜お困りごと③＞

団体に、寄付として品物を頂きました。どのように処理すればいいでしょうか？

○基本的な考え方

品物でも基本的な考え方はお金と同じで、団体の「収入」になりますが、そのまま帳簿に載せることはできません。

したがって、どなたから何をもらったのか、それをどのように使ったのかをリストにして、会員にわかるようにしておくといでしょう。

○事例

うちの会では、夏祭りで会員や近隣の商店から頂く品物は、商品として売れるものは夏祭りのバザーで販売し、売上金を寄付金収入として処理しています。

また、売れ残った商品については、夏祭りの慰労会で使うなどして、できるだけ夏祭りの中ですべて処理するようにしています。

どなたから何を頂いたかについては、リストにして会報に載せています。

<お困りごと④>

自治会へ募金協力のお願いがありました、どのように集めればいいでしょう？

○基本的な考え方

自治会等には、共同募金（赤い羽根募金）、緑の（羽根）募金、社会福祉協議会募金、日本赤十字共同募金などの協力のお願いが来ることがあります。

募金は、その趣旨に賛同する人が自由に行うべきなので、会員が思い思いの額を募金して、団体はそれを取りまとめるだけというのが本来の姿です。

しかし現実には、予め団体の予算の中に組み込んでいるところも多いようです。

募金の取扱いについては問題になることも多いので、全体でよく話し合っ団体の方針を決めましょう。

○事例

うちの会では、会費と別に募金を徴収しています。
募金は自分の意思で行うものですから、募金する意思を確認するためです。

うちの会では、集めた会費の中から募金を出しています。
この方法は戸別に募金の意思を確認できないという問題があるので、一度総会でも議論しましたが、会費と別に徴収するのは役員の負担が増えるということで、会員の皆さんにも納得していただきました。

うちの会では、募金額の何割かを集めた会費の中から出して、残りの部分については、会費とは別に各家を回って徴収しています。
全体のどれだけを会費から出すかは、役員会で議論した後、総会で承認を得ます。

<お困りごと⑤>

一般的に企業では貸借対照表を作りますが、コミュニティ団体でも作ったほうがいいでしょうか？

○基本的な考え方

結論からいえば、小規模な任意団体においては、通常は貸借対照表を作成する必要はありません。

貸借対照表（バランスシートとも言います。）とは、企業などのある時点の資産や負債の状態を表にしたものです。企業では通常、発生主義に基づいた複式簿記という方法で会計事務を行っています。この方法で帳簿をつけると、貸借対照表が自然にできあがります。

一方、コミュニティ団体では、一般的に企業とは違って、現金の出入りのみを記録していく現金主義に基づいて、家計簿のような単式簿記という方法で会計事務を行います。この方法では貸借対照表が自然にできてくるということはありません。

したがって、貸借対照表をわざわざ作る必要はありませんが、金融機関から借入れがあるときは、資産と負債の関係を明らかにするために作ることも考えられるでしょう。*

しかし、むしろ財産目録をきちんと作って、1年に1度は「備品が決められた場所にあるか」や「破損していないか」を確認し、備考欄に記入して、あとどのくらい使えるかをその都度確認するほうが現実的で大事です。

※複式簿記による発生主義で決算書を作成している団体は、これまでの方法を続けてください。

○事例

うちの会では、財産目録から簡単な貸借対照表を作成しています。

財産目録の項目のうち、現金残高、預金残高、備品（固定資産）の購入金額合計、建物（不動産）の購入金額合計を左側（資産）に、借入金を左側（負債）において、その差を「差額」として表示しています。

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-------------------|------------|-------------------|
| (資産) | | (負債) | |
| 現 金 | 0 | 借入金 | 500,000 |
| 預 金 | 1,000,000 | | |
| 備品（固定資産） | 235,000 | <u>負債計</u> | <u>500,000</u> |
| 建物（不動産） | 20,000,000 | | |
| | | <u>差額</u> | <u>20,735,000</u> |
| <u>資 産 合 計</u> | <u>21,235,000</u> | | |

3 財産の管理について

<お困りごと>

私たちの団体は法人格をもっていませんが、集会所がないので新しく建てたいと思っています。集会所の建物を団体の財産とすることはできますか？

○基本的な考え方

法人格をもたない団体（任意団体）は、団体の名義では不動産を登記できません。したがって、団体の構成員全員の共有名義か、あるいは代表者の名義で登記をします。

しかし、構成員の入れ替わりが少なくない団体であれば、構成員全員の共有名義での登記は、現実的には難しいでしょう。

一方、代表者の個人名で登記することは、他の会員が承認すれば可能ですが、様々な問題が起こる可能性があります。

これまで裁判にまで発展したケースとしては、代表者が死亡した場合に代表者の相続人が相続登記をして団体と争いになったケースや、代表者にお金を貸していた人が、団体の不動産を代表者個人の財産として差し押さえてしまったケースなどがあります。

このようなことにならないように、代表者と団体の間で合意書や念書を交わしておくということもあるかもしれませんが、この文書は、第三者（上のケースでは、代表者の相続人や代表者にお金を貸していた人）に対しては、もめごとを防ぐ効果はあまり期待できません。

団体が法人であれば、このような問題は起こりませんので、法人化を検討してみるのも一つの方法です。なお、法人化するためには一定の手続を踏む必要があります。（法人といっても、認可地縁団体、特定非営利活動法人、一般社団法人など様々な形態があり、それぞれ手続も異なりますので、注意してください。）

法人化については、長所と短所を考え、全体でよく話し合うことが大切です。

4 活動について

<お困りごと①>

団体の加入率が年々低下し、十分な活動を行えません。多くの人に入ってもらうためにはどうしたらいいでしょう？

○基本的な考え方

多くの人に参加してもらうためには、団体の役割や加入の利点について具体的に説明しましょう。*

また、加入率が低下しているのであれば、活動を見直す必要があるかもしれません。活動が会員の希望に沿っているか、参加者に偏りがないかなどを検討することが重要です。

お金の管理の面でも、無駄遣いがないかを確認し、誰が見ても納得できるような会計処理をすることを心がけます。このような検討のためにも、わかりやすく整理された会計書類が必要です。

※自治会等は、加入を強制することはできません。

○事例

うちの会では、集合住宅の住民の加入率の低下が問題となっていました。そこで、集合住宅を管理する不動産屋や建設業者に加入の意義を説明して、入居者に加入を勧めてもらうようにしました。

集合住宅の入居書類と一緒に入会申込書を渡してもらうようになった結果、加入率アップにつながりましたよ。

うちの会では、加入のメリットとして、防犯・防災について積極的にPRしています。現代の生活では、やはり安全・安心な暮らしに対するニーズが高いですからね。

<お困りごと②>

若い人が活動にあまり関心を持ってくれません。どうしたらいいでしょう？

○基本的な考え方

前ページの<お困りごと①>とも共通することですが、若年層に対して活動の意義を理解してもらうようにするとともに、若年層が団体に対して何を求めているかを把握したうえで、活動内容を見直すことが有効です。

○事例

うちの会では、地域の子ども会とも連携して、若い人が子どもと参加できるイベントを増やしました。

最初は、若い人はそのようなイベントに参加するだけでしたが、イベントでの交流がきっかけとなり、日常的な清掃活動などへの参加も多くなりました。

今では、若い人が中心となっている活動もあります。

うちの団体では、役員に若い人を入れるようにして、若い人の意見が活動に反映されるようにしました。

その結果、今まで出てこなかったような斬新なアイデアが出てくるようになって活動が活発化し、役員以外の若い人たちも活動に関心を持つようになりましたよ。

うちの会でも役員にできるだけ若い人を入れるようにしています。若い人はとかく仕事や育児で忙しいですから、なかなか活動に参加しにくいようですが、できることだけでもやってもらうことが大事だと思っています。

そうやって一緒にやっているうちに、年長者が一生懸命やっているのを見て、やる気になってくれているようです。

うちの会では、会員に活動をよく知ってもらって、関心を持ってもらうために、頻繁に活動報告をするようにしています。

2か月に1回の会報では、実施した行事の報告を行い、隔週で発行するニュースには今後の行事予定も載せています。

活動報告では、行事に参加した人へのインタビュー記事や子どもたちの感想文を載せることで、より多くの人に身近に感じてもらえるよう工夫しています。

うちの会では、紙媒体の回覧だけでなく、会のホームページを作って、活動の報告や行事のお知らせを載せています。ホームページは会員以外でも見られるので、個人情報には注意が必要です。

ホームページは現会員の方だけでなく、独立して家を出た子どもたちも、ふるさとの様子がよくわかるということで見てくれているようです。